

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年10月22日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿

照会者名 行政書士法人名南経営
社員行政書士 大野裕次郎
住 所 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
J Pタワー名古屋34階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

東京都内に本社及び支店を置くA社は、東京都に隣接する県にも事業所（以下「他県事業所」という。）を設置しているが、建設業の許可については東京都知事の許可を受けており、主たる営業所及び従たる営業所（以下「届出営業所」という。）において建設工事の請負契約の締結を行うことで、東京都及び隣接する県を業務エリアとして工事対応を行っている。工事とは具体的に、電気設備の改修・更新で、電気設備とは、キュービクルや受電設備、変圧器、コンデンサである。各電気設備にはそれぞれ更新目安年数が定められている。

顧客から既設の電気設備の改修・更新に関する工事の概算費用に関する問合せが多いため、あらかじめ届出営業所において作成・承認された工事の単価表（以下「単価表」という。）を用いて、顧客の最寄りの他県事業所において工事の概算費用に関する資料（以下「概算資料」という。）を作成し、当該他県事業所から顧客に対して概算資料を交付することを検討している。

単価表は工事の作業ごとに単価を表記し、当該単価には、作業に必要となる設備・部材や労務費、諸経費等を含むもので歩掛に近いものである。また、単価内で確実に作業が実施で

きるよう、届出営業所において単価表の定期的な見直しを実施するものとする。なお、他県事業所は単価表の見直しには関与しない。

他県事業所で行う概算資料の作成とは、顧客から工事の概算費用に関する問合せを受けた他県事業所の職員が、単価表から顧客が選択した工事の作業の単価を機械的に所定の書式へ転記・入力することを想定している。工事は、既設の電気設備の改修・更新であるため、顧客が数量を選択する。他県事業所の職員は、所定の書式へ機械的に転記・入力するのみであり、設備・材料の数量等については、他県事業所における概算資料の作成時には判断をしない。他県事業所での行為は、概算資料の作成及びその交付にとどまり、顧客への提案や価格交渉、契約締結は行わない。

他県事業所から顧客への概算資料の交付後、顧客からの概算資料に関する問合せ先は届出営業所とし、また、顧客より契約の引合いがあった場合は、届出営業所において見積書を作成し、当該届出営業所から顧客へ交付する手順とする。この手順には他県事業所は一切関与しない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

営業所の定義について「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年4月3日国総建第97号）では、「「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所」としているが、A社が検討している他県事業所での行為は、届出営業所で作成・承認された単価表からの所定の書式への転記・入力とそれにより完成された概算資料の顧客への交付であり、顧客への提案や価格交渉、契約締結は行わないものであるため、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等の請負契約の締結に係る実体的な行為には該当しないと考える。

従って、A社の事業所は建設業法第3条1項に規定する営業所には該当せず、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業することにならないため、A社は国土交通大臣の許可を受ける必要はない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

行政書士法人名南経営 社員行政書士 大野裕次郎

住所 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 J Pタワー名古屋34階

電話 052-589-2362